

## 岐南町一般競争入札執行要領

### (目的)

第1 この要領は、岐南町が発注する建設工事において、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定め、もって建設工事の確実かつ円滑な施工の確保を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2 一般競争入札を行うことができる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が3千万円以上のもので、町長が必要と認めた工事とする。ただし、入札参加業者が僅少な場合等、一般競争入札に適しない場合はこの限りではない。

### (入札の公告)

第3 入札の公告は、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示場、岐南町ホームページ、その他の方法により公告する。ただし、急を要する場合はその期間を5日に短縮することができるものとする。

### (入札参加資格条件)

第4 一般競争入札の参加資格者となりうる者は、次の各号の条件を全て満たす者とする。

- (1) 発注する工事に対応する業種について、岐南町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載された建設業者
- (2) 経営審査申請書を提出し審査を受けた者
- (3) 参加しようとする者の事務所（営業所及び出張所）の所在地の要件
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けている者
- (6) 次の期間のいずれかの日においても、岐阜県及び岐南町から指名停止を受けていない者
  - ア 贈賄、独占禁止法違反又は禁固刑以上の犯罪に起因する指名停止については、当該入札の日から6ヶ月前の日までの間
  - イ ア以外の事由に起因する指名停止については、入札参加資格申請書の提出期限日から当該入札の日までの間
- (7) 発注する工事に対応する建設業法と許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上ある者
- (8) 発注する工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として施工した実績があり、かつ当該工事と同工種における直近の経営事項審査結果の平均元請完成工事高

が予定価格以上である者

(9) 発注する工事に対応する建設業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者

(10) その他、必要と認められる事項

2 前項による条件は、岐南町指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）に諮り決定する。

3 地元業者育成等を配慮する場合は、町内業者の入札参加資格条件を引き下げることができる。この場合において町内業者とは、名簿に登録された住所地が岐南町内であるもの又は町外に住所地登録されたもののうち、岐南町内に営業所等を有し企業活動を行っているものであって、当該事業に係る法人町民税等に未納のないものをいう。

(入札参加資格の審査)

第5 入札に参加できる建設業者の選定にあたっては、発注工事ごとに一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出させ指名委員会において行う。この場合における審査方法は案件ごとに事前又は事後による審査の別を決定する。

(通知)

第6 町長は、競争参加資格の確認された結果を当該建設業者に対して通知しなければならない。

(入札の参加)

第7 入札参加者は、一般競争入札のため入札会場に入場するときは、入札参加資格確認通知を係員に提示し、台帳との照合を受けなければならない。ただし、電子入札による場合はこの限りではない。

2 前項に規定する手続きを受けない者は、当該入札に参加することができない。

(入札の延期又は中止)

第8 一般競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は中止するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、入札執行に関し必要な事項は、指名委員会の協議により定める。

附則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

## 附則

この要領の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成20年7月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成21年7月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成28年6月1日から施行する。